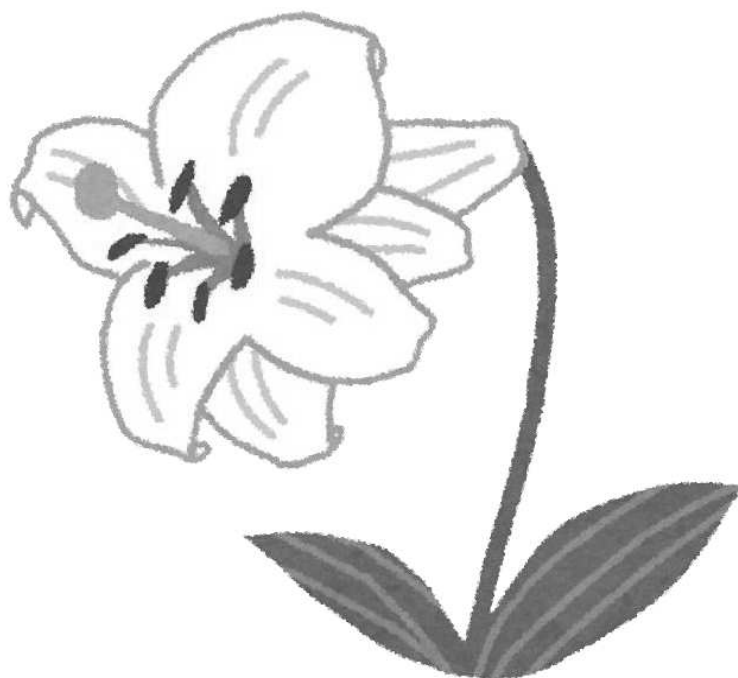


おくやみ ハンドブック

～ご遺族の方への手続きのご案内～



青森市

(令和4年4月作成)

ご遺族さまへ

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。
市ではお亡くなりになられた方についてのお手続をまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。
今後のお手続にご利用ください。
このハンドブックが皆様のお役に立てれば幸いです。

宍粟市



作成：市民課

区分	確認事項	担当課	参照ページ
住民登録	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証をお持ちだった方	市民課 (市民係)	1ページ
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードをお持ちだった方		
健康保険	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に加入されていた方	市民課 (国保係) (医療年金係)	2ページ
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入されていた方		
	<input type="checkbox"/> その他の健康保険に加入されていた方		
	<input type="checkbox"/> 福祉医療を受給されていた方		
年金	<input type="checkbox"/> 年金を受給・加入されていた方	市民課 (医療年金係)	3ページ
	<input type="checkbox"/> 恩給を受給されていた方		
	<input type="checkbox"/> 国民年金基金を受給・加入されていた方		
	<input type="checkbox"/> 企業年金を受給されていた方		
介護保険	<input type="checkbox"/> 介護保険の手続 (65歳以上・介護の特定疾病のある場合40歳以上)	高年福祉課 (介護福祉係)	4ページ
税金	<input type="checkbox"/> 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の手続	税務課	4ページ
生活衛生	<input type="checkbox"/> 犬の飼い主だった方	生活衛生課 (生活衛生係)	4ページ
	<input type="checkbox"/> し尿汲み取りを利用されていた方		
障害福祉	<input type="checkbox"/> 障害者手帳(身体・療育・精神)等の手続	障害福祉課	5ページ
	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービスの手続		
	<input type="checkbox"/> ゆずりあい駐車場利用証の手続		
	<input type="checkbox"/> 特別障害者手当・障害児福祉手当の手続		
	<input type="checkbox"/> 兵庫県心身障害者扶養共済制度の手続		
山林・農地	<input type="checkbox"/> 山林を所有していた方	森林環境課 (森林振興係)	6ページ
	<input type="checkbox"/> 農地を所有していた方	農業委員会	
水道	<input type="checkbox"/> 上下水道の手続	水道管理課 (管理係)	6ページ
住宅	<input type="checkbox"/> 市営住宅に入居されていた方	住宅土地政策課	6ページ
	<input type="checkbox"/> 県営住宅に入居されていた方		
子育て	<input type="checkbox"/> 保護者変更の手続	教育総務課 こども未来課	7ページ
	<input type="checkbox"/> 児童手当の手続	社会福祉課 (児童福祉係)	
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の手続		
	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の手続		

※各市民局・保健福祉センターでも手続可能なものもあります。詳しくは市民局・保健福祉センターへお問い合わせください。(11ページ)

手続で主に必要なもの

詳しくは、該当のページでご確認ください。

【亡くなった方のもの】

- 印鑑登録証
- 後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険被保険者証
・介護保険証・障害者手帳など
- 年金証書
(振込ハガキなど基礎年金番号がわかるものでも可)

【ご遺族さまのもの】(届出者・喪主)

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
・顔写真のないものは2点(保険証+年金証書など)
- 口座番号が確認できるもの(相続人・喪主)

・亡くなられた方と別世帯の方や、直系の親族ではない方がお越しになる場合、委任状が必要になることがありますので、事前に各担当窓口にお問い合わせください。
(委任状の様式はこのハンドブック末尾についています。)

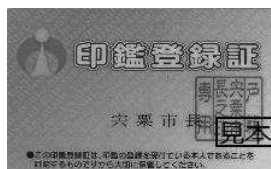
住民登録関係

印鑑登録証をお持ちだった方

印鑑登録証を返納してください。

必要なもの

- ・ 印鑑登録証



担当窓口

市役所1階
13番窓口
市民課市民係
☎0790-63-3100

住民基本台帳カードをお持ちだった方

住民基本台帳カードを返納してください。

必要なもの

- ・ 住民基本台帳カード



担当窓口

市役所1階
13番窓口
市民課市民係
☎0790-63-3100

※ マイナンバーカード・マイナンバー通知カードは、他の相続等の手続に必要な場合がありますので、しばらくの間は保管しておいて、必要がなくなったらカードを裁断してから家庭ごみとして出していただくか、担当窓口へ返納してください。

健康保険関係

- 後期高齢者医療保険に加入されていた方（75歳以上（65歳以上で一定の障害がある方））

被保険者証の返還、葬祭費の支給申請などの手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方)
- 特定疾病受療証(お持ちの方)
- 会葬礼状または葬儀会館の請求書・領収書など喪主である事が分かるもの
- 喪主の本人確認書類(コピー可) (マイナンバーカード・運転免許証など)
- 相続人(代表者)・喪主の口座番号が分かるもの
- 届出者の本人確認書類



担当窓口

市役所1階
14番窓口

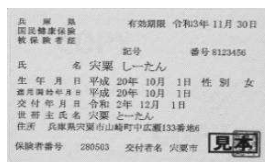
市民課医療年金係
☎0790-63-3108

- 国民健康保険に加入されていた方

被保険者証の返還、葬祭費の支給申請などの手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 限度額適用等認定証(お持ちの方)
- 高齢受給者証(お持ちの方)
- 特定疾病受療証(お持ちの方)
- 会葬礼状または葬儀会館の請求書・領収書など喪主である事が分かるもの
- 喪主の本人確認書類(コピー可) (マイナンバーカード・運転免許証など)
- 相続人(代表者)・喪主の口座番号が分かるもの
- 届出者の本人確認書類



担当窓口

市役所1階
14番窓口

市民課国保係
☎0790-63-3108

- その他の健康保険に加入されていた方

上記以外の健康保険の方は、それぞれの会社や組合の保険担当者にお問合わせください。

- 福祉医療を受給されていた方
(高齢期移行・乳幼児等・母子家庭等・重度障害者・高齢重度障害者)

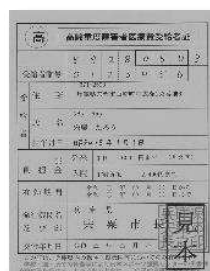
受給者証の返還などの手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- 医療費受給者証
- 届出者の本人確認書類

【未支払分請求がある場合】

- 相続人(代表者)の口座番号が分かるもの
- 領収書



担当窓口

市役所1階
14番窓口

市民課医療年金係
☎0790-63-3108

年金関係

□ 年金を受給・加入されていた方

亡くなられた方の受給・加入状況により、手続内容が異なります。
手続内容によっては、年金事務所（姫路）・各共済組合をご案内させていただく場合
もあります。

亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものをお持ちいただき、年金事務所、または
は右記の市民課までお問合せください。

【日本年金機構 姫路年金事務所】 ☎ 079-224-6382

担当窓口

市役所1階
14番窓口

市民課医療年金係
☎0790-63-3108

【日本年金機構 姫路年金事務所】

【街角の年金相談センター 姫路】

手続はどちらでもできます。

※手続はどちらも**予約制**となっております。

※下記の予約専用番号に「姫路年金事務所」か「街角の年金相談センター姫路」を伝えて、予約してください。

予約専用番号 ☎0570-05-4890

(業務時間) 月曜日 8:30~19:00 (月曜が祝日の場合は翌開所日)
火~金曜日 8:30~17:15
第2土曜日 9:30~16:00
(休業日) 土曜(第2以外)・日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)

所在地

【姫路年金事務所】

姫路市北条1-250

☎079-224-6382

【街角の年金相談センター】

姫路市南畝町2-53

ネオオフィス姫路南1階

☎079-221-5127



□ 恩給を受給されていた方

下記へお問合わせください。

【総務省 恩給相談窓口】 ☎03-5273-1400

□ 国民年金基金を受給・加入されていた方

下記へお問合わせください。

【全国国民年金基金】 ☎0120-65-4192

□ 企業年金を受給されていた方

下記へお問合わせください。

(参考) 【企業年金連合会 企業年金コールセンター】 ☎0570-02-2666

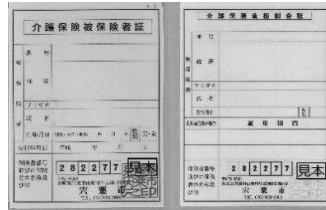
介護保険関係

□ 介護保険の手続（65歳以上）（介護の特定疾病ある場合40歳以上）

亡くなられた方が65歳以上または要介護(要支援)認定を受けていた場合、被保険者証の返還などの手続が必要です。

手続に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証等（お持ちの方）
- 相続人の口座番号が分かるもの
- 届出者の本人確認書類



担当窓口

北庁舎1階

高年福祉課
介護福祉係

☎0790-63-3160

税金関係

□ 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の手続

亡くなられた方に課されるべき又は納付すべき市税等がある場合、納税義務は相続人に承継されます。相続人が複数ある場合など、書類を受け取る代表者を指定するには届出が必要です。

次のような場合は税務課で必要な手続きをご確認ください。

- 亡くなられた方が本年1月1日に粟粟市にお住まいで、昨年一定の所得があったと見込まれる場合
- 亡くなられた方が土地や家屋などの固定資産を所有されていた場合
- 亡くなられた方が軽自動車やバイク、トラクターなどを所有されていた場合
- その他、既に課された市税の未納又は滞納がある場合など



担当窓口

市役所1階
15・16番窓口

税務課
資産税係・管理係
☎0790-63-3124

生活衛生関係

□ 犬の飼い主だった方

飼い主変更の手続が必要です。

手続に必要なもの

- 犬の鑑札



担当窓口

市役所1階
12番窓口
生活衛生課

☎0790-63-3506

□ し尿汲み取りを利用されていた方

亡くなられた方のお家が、し尿の汲み取りを利用されていた場合、名義等の変更または廃止の手続が必要です。

担当窓口

市役所1階
12番窓口
生活衛生課

☎0790-63-3506

障害福祉関係

□ 障害者手帳（身体・療育・精神）等の手続

亡くなられた方が各障害者手帳、自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、返還の手続が必要です。

手続に必要なもの

- 障害者手帳
- 届出者の本人確認書類
- 自立支援医療受給者証



□ 障害福祉サービスの手続

亡くなられた方が障害福祉サービスを利用されていた場合、受給者証の返還手続が必要です。

手続に必要なもの

- 障害福祉サービス受給者証
- 届出者の本人確認書類

□ ゆずりあい駐車場利用証の手続

亡くなられた方がゆずりあい駐車場利用証をお持ちだった場合、返還手続が必要です。

手続に必要なもの

- ゆずりあい駐車場利用証



□ 特別障害者手当・障害児福祉手当の手続

亡くなられた方が特別障害者手当または障害児福祉手当の受給者だった場合、死亡届及び未支払請求（支給月が残っている場合）の手続が必要です。

手続に必要なもの

- 【特別障害者手当の受給者が亡くなられた場合】
 - 障害者の配偶者又は扶養義務者名義の口座が分かるもの
- 【障害児福祉手当の受給者が亡くなられた場合】
 - 障害児の保護者名義の口座が分かるもの

□ 兵庫県心身障害者扶養共済制度の手続

亡くなられた方が兵庫県心身障害者扶養共済制度の加入者、加入中の障害者又は年金受給中の障害者だった場合、手続が必要です。

【加入者が亡くなられた場合】

- ・年金支給申請の手続

【加入中の障害者が亡くなられた場合】

- ・死亡届・弔慰金支給申請の手続

【年金受給中の障害者が亡くなられた場合】

- ・死亡届の手続

担当窓口

北庁舎1階

障害福祉課

☎0790-63-3101

山林・農地関係

山林を所有していた方

相続開始の日から90日以内に手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- 森林の土地の所有者届出書
- 森林の土地の位置を示す図面
- 登記事項証明書、登記完了証などの登記が完了したことが確認できる書類



担当窓口

市役所2階
21番窓口

森林環境課
森林振興係
☎0790-63-3065

農地を所有していた方

法務局で相続登記完了後に手続きが必要です。

手続きに必要なもの

- 登記事項証明書、登記完了証などの登記が完了したことが確認できる書類



担当窓口

市役所2階
24番窓口

農業委員会
☎0790-63-3112

上下水道関係

上下水道の手続

亡くなられた方が上下水道の所有者・使用者・納付者だった場合、名義変更または閉栓の手続きが必要です。

※亡くなられた方と別世帯の方が所有権を変更される場合は、別途書類を求める場合があります。



担当窓口

市役所2階
27番窓口
水道管理課
管理係

☎0790-63-3129

市営・県営住宅関係

市営住宅に入居されていた方

住宅内の残置物や敷金の処理が必要です。

担当窓口

市役所2階
29番窓口
住宅土地政策課
☎0790-63-3106

県営住宅に入居されていた方

下記へお問い合わせください。

【兵庫県住宅供給公社 播磨・明舞管理事務所】☎078-912-4110

子育て関係

□ 保護者変更の手続

市内の幼稚園・保育所・こども園・学童保育所に在籍する児童の保護者が亡くなった場合、保護者変更の手続が必要です。

手続に必要なもの

- 死亡を証する書類（戸籍・住民票など）

担当窓口

市役所4階

【幼稚園】

44番窓口

教育総務課

☎0790-63-3121

【保育所・こども園・学童】

42番窓口

こども未来課

☎0790-63-3114

□ 児童手当の手続

亡くなられた方が児童手当の支給対象児または受給者だった場合、手続が必要です。

【支給対象児が亡くなられた場合】

- ・受給事由消滅または額改定の手続

【受給者が亡くなられた場合】

- ・未支払児童手当の請求・新受給者での認定請求

手続に必要なもの

- 未支払分を払うための児童の口座がわかるもの
- 新受給者の口座がわかるもの

担当窓口

□ 児童扶養手当の手続

亡くなられた方が児童扶養手当の支給対象児または受給者だった場合、手続が必要です。

【支給対象児が亡くなられた場合】

- ・資格喪失または額改定の手続

手続に必要なもの

- 死亡を証する書類（戸籍・住民票など）
- 手当証書

【受給者が亡くなられた場合】

- ・受給者死亡届（未支払手当請求書）

手続に必要なもの

- 死亡を証する書類（戸籍・住民票など）
- 手当証書

※18歳未満の養育者でひとり親になられた方(児童扶養手当を未受給の方)

一定要件に該当すれば受給対象になります。

遺族年金等の手続きと合わせてご確認のうえ申請してください。

北庁舎4階

社会福祉課

児童福祉係

☎0790-63-3067

□ 特別児童扶養手当の手続

亡くなられた方が特別児童扶養手当の支給対象児または受給者だった場合、手続が必要です。

【支給対象児が亡くなられた場合】

- ・資格喪失または額改定の手続

手続に必要なもの

- 手当証書

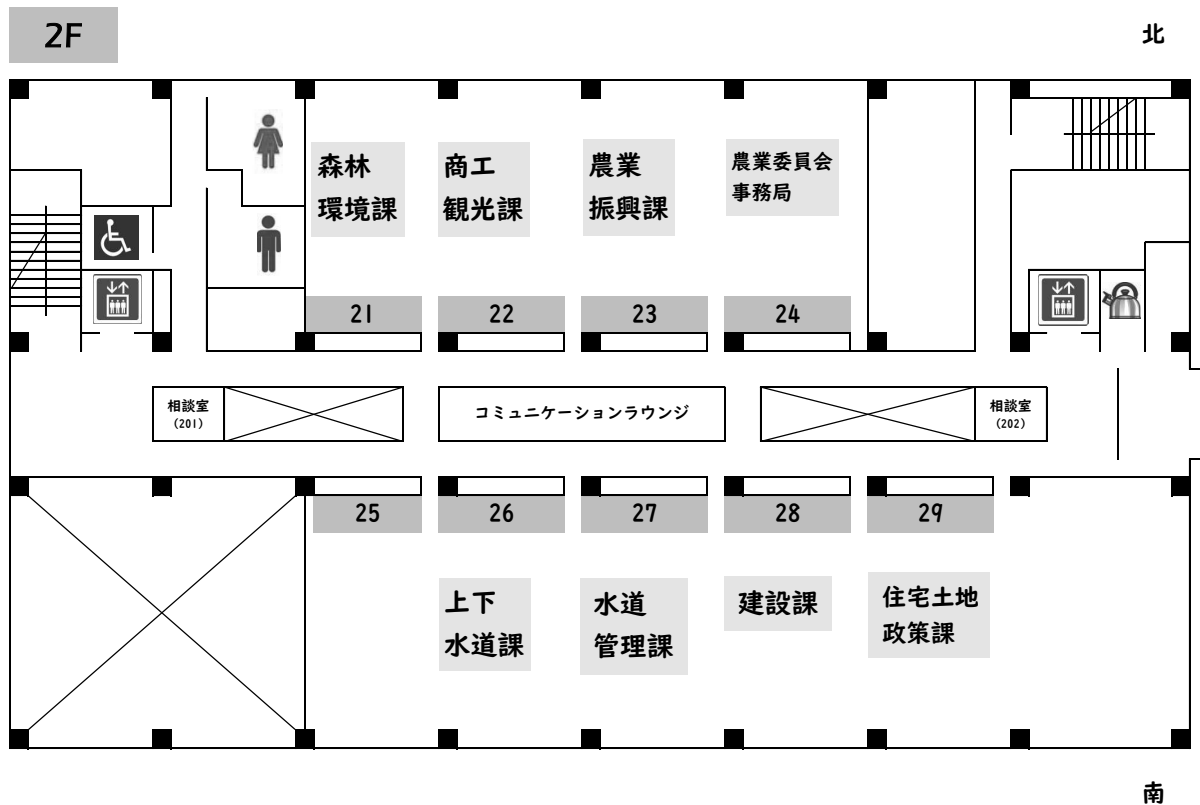
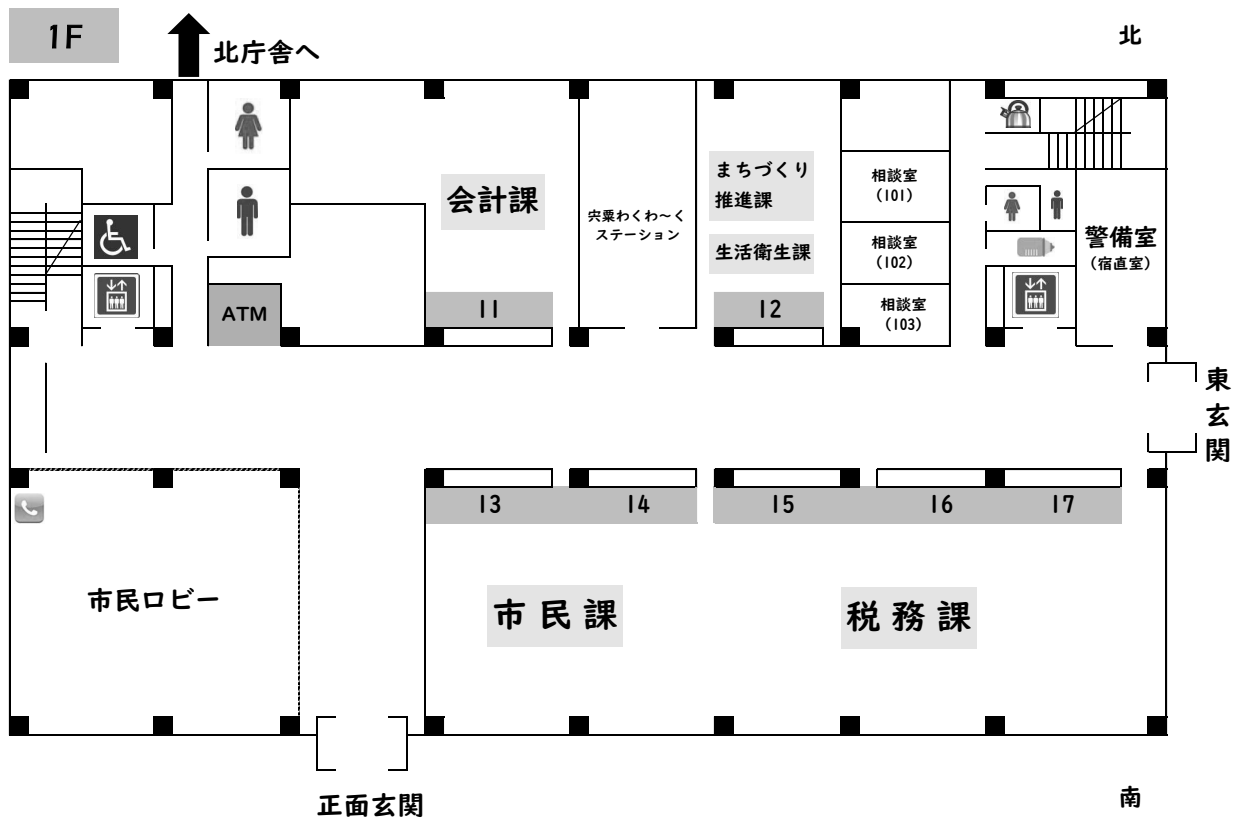
【受給者が亡くなられた場合】

- ・受給者死亡届（未支払手当請求書）

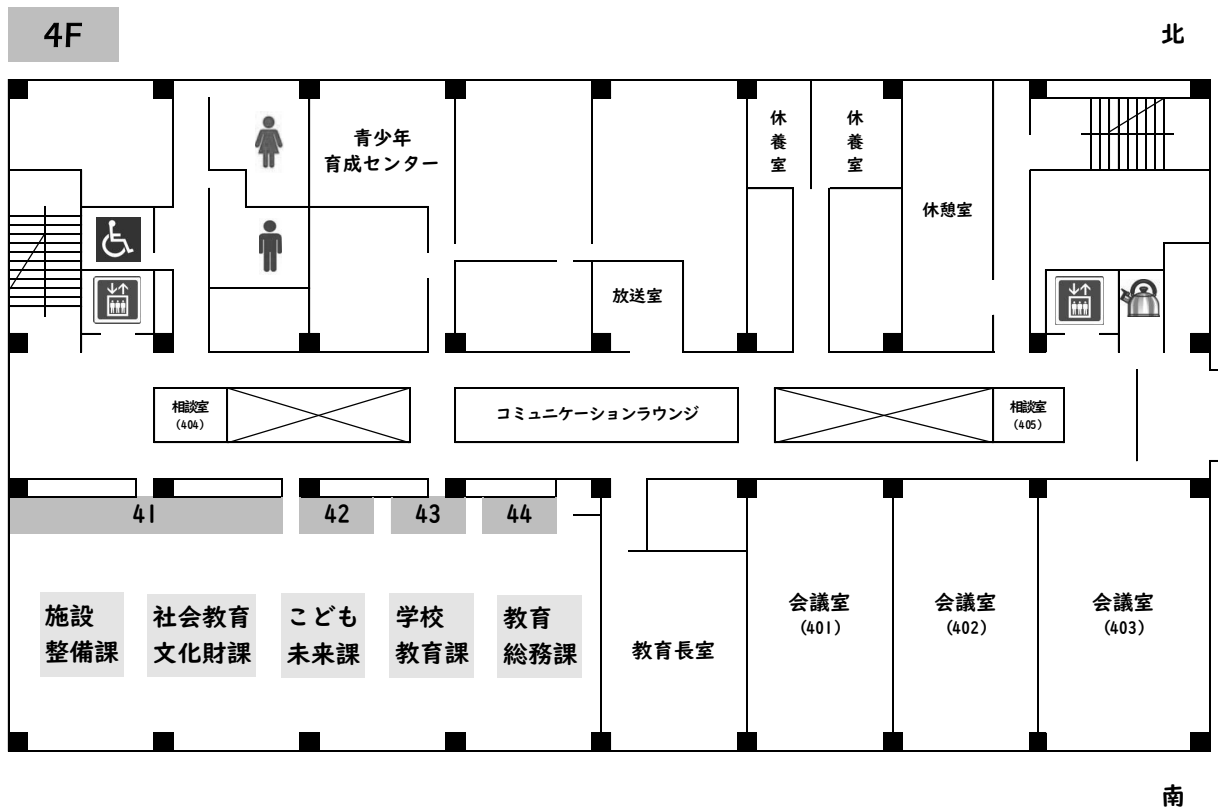
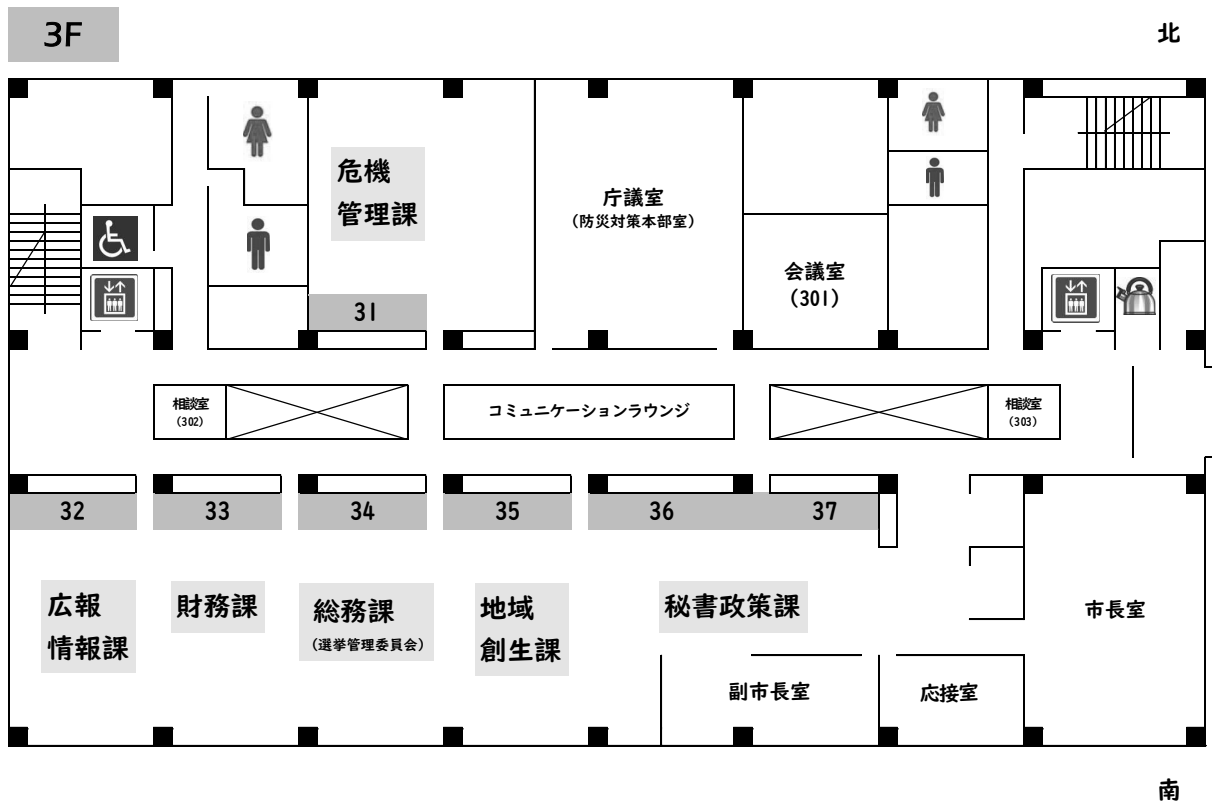
手続に必要なもの

- 手当証書
- 未支払分を払うための児童の口座がわかるもの

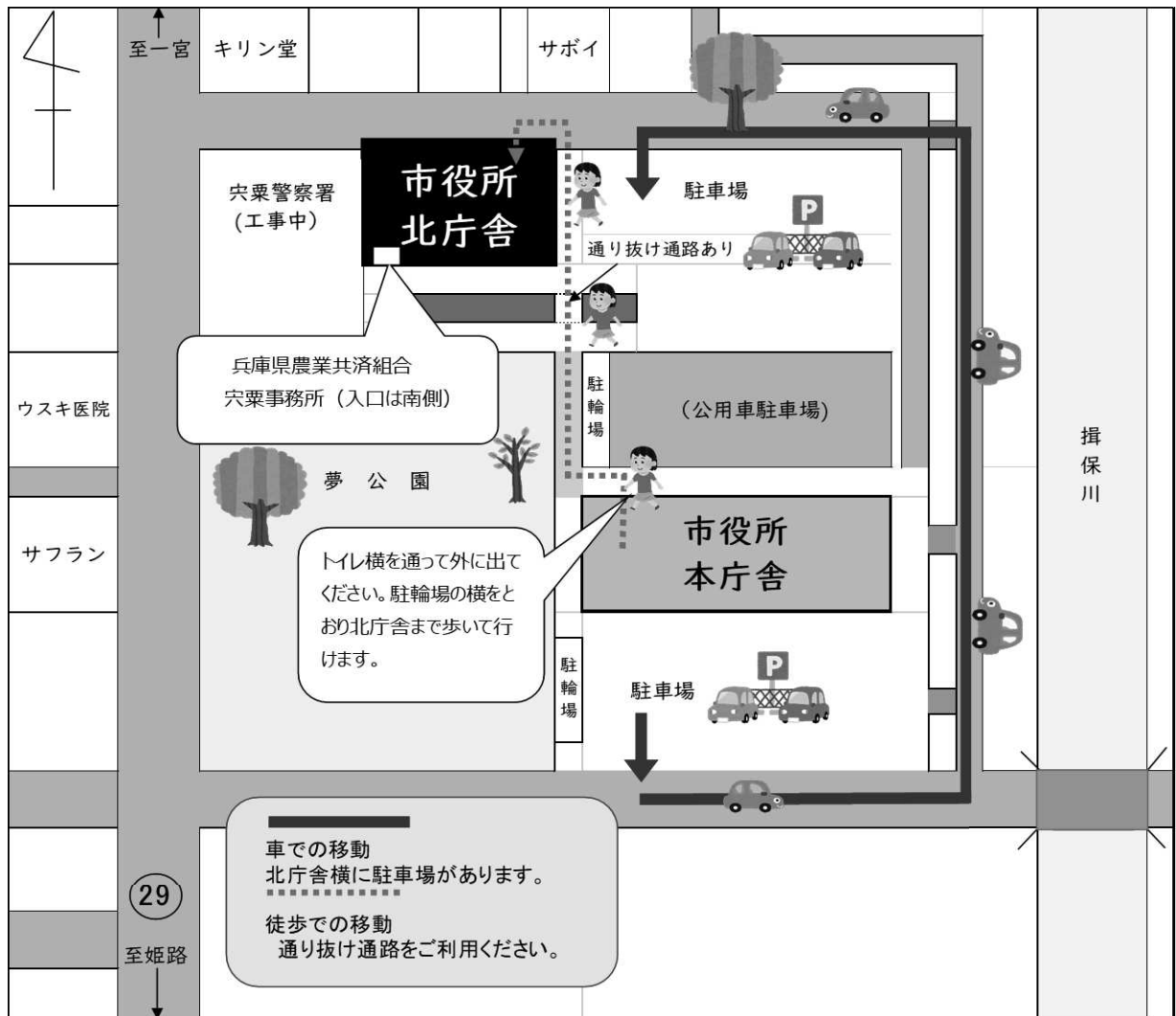
～市役所案内図～



～市役所案内図～



～北庁舎案内図～



北庁舎	
4階	社会福祉課
3階	保健福祉課
2階	相談支援事業所～みずばしょう～
1階	高年福祉課 障害福祉課 福祉相談課

各市民局・保健福祉センター問い合わせ先

【一宮】

担当	住所	電話番号
一宮市民局（いちのぴあ） まちづくり推進課	宍粟市一宮町安積1347番地3	0790-72-1000
一宮保健福祉課		0790-72-2100
三方町出張所	宍粟市一宮町三方町633番地	0790-74-0001

【波賀】

担当	住所	電話番号
波賀市民局 まちづくり推進課	宍粟市波賀町上野257番地	0790-75-2220
メイプル福祉センター	宍粟市波賀町安賀232番地1	0790-75-8800

【千種】

担当	住所	電話番号
千種市民局（ライプリーちくさ） まちづくり推進課	宍粟市千種町千草168番地	0790-76-2210
千種保健福祉センター	宍粟市千種町室1060番地1	0790-76-8600

市役所以外での主な手続一覧

☑	項目	主な手続	問い合わせ先
☐	運転免許証	返納	宍粟警察署 ☎0790-62-0110
☐	自動車・ 二輪車(125cc超)	名義変更・廃車	自動車販売・整備業者など 自家用自動車協会など (宍粟警察署内) ☎0790-62-7150
☐	固定電話 ・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
☐	電気・ガス料金	名義変更・解約	各契約会社
☐	預貯金口座等	口座の凍結・解約	各金融機関
☐	生命保険	死亡保険金の請求 入院給付金の請求等	各生命保険会社
☐	NHK受信料	名義変更・解約	NHK ☎0120-15-1515
☐	クレジットカード	解約	各契約会社
☐	インターネット	名義継承・解約	各契約会社
☐	パスポート	返納	旅券事務所
☐	特別永住証 ・在留カード	返納	大阪出入国在留管理局 神戸支局 ☎078-391-6378
☐	県税関係	自動車税手続き等	龍野県税事務所 0791-63-5126
☐	国税関係	相続税手続き等	龍野税務署 0791-62-0281



(記入される前にお読みください。)

戸籍証明書、住民票、税に関する証明書を代理人が請求する場合、委任状が必要となります。各種手続きや証明書交付には、委任者が相続人であることが確認できる書類が必要な場合があります。事前に各受付窓口へお問い合わせください。

※必ず委任者が、代理人名や委任事項を記入し押印してください。

委任状

兵庫県宍粟市長

令和 年 月 日

委任者	住所			
	氏名			印
	生年月日	大・昭・平・令	年	月

【 】の死亡に伴う下記の事項について、次の者に委任します。

代理人	住所			
	氏名			
	生年月日	大・昭・平・令	年	月

委任事項（委任する事項に✓または記入してください）

世帯主変更に関する手続

【 】の戸籍（除籍）、改製原戸籍、住民票（除票）の交付

申請及び受領に関する権限
